



## SB 30、AWGハイライト 2009年6月4日木曜日

AWG-LCAは午前中非公式プレナリーを開催した。AWG-KP、AWG-LCA、SBI、SBSTAはこの日1日を通して、さまざまなコンタクトグループおよび非公式協議を開催した。

### AWG-LCA非公式プレナリー

**適応：**締約国は、議長の交渉文書の適応の章に関するコメントの発表を続けた。

(FCCC/AWGLCA/2009/8)

フィリピンはG-77/中国の立場で発言、文書の多くの側面について明確化を求めるとともに、懸念を表明、同グループが別な記述を提案することになると述べた。同代表は、国家主導プロセスについてより強い表現にすることを求め、国家の行動および国際的な行動として何が求められているか明らかにする必要があると指摘した。同代表は、開発に適応を統合するとか、国家適応計画および行動の作成、モニタリング、レビューといった表現は、途上国に条件をつけるあるいは負担を課す可能性があるとして懸念を表明した。同代表は、実施方法に関し、附属書II締約国による条約の下での適応資金提供約束の履行を盛り込むべきだと主張した。

クック諸島はAOSISの立場で発言、適応セクションの目的で他のセクションにまたがるものの中には、共有ビジョンの章に入れるべきものがあると述べた。同代表は、特にLDCsおよびSIDSなど最も脆弱な諸国のニーズの緊急性に焦点を当てることを支持した。同代表は、適応の章では特に次のことを取り上げるべきだと述べた：全ての締約国ではなく、途上国締約国のニーズ；柔軟な組織構成を含める；対応措置への言及は含めない；実施資金に対する拘束力のある約束を含める；途上国に対する追加の負担を求めない、あるいは過度に規範的でないようにする。同代表は、適応計画のレビューに関する提案は適切でないとして、行動と実施手法との明確な連携を求め、行動をMRVの概念と結びつけることには懸念を表明した。

ツバルは、地域適応センターおよび気候に耐性のある開発の必要性を強調、先住民の知識に学ぶプロジェクトベースの適応やセクターベースの適応など、実施工動の詳細とりまとめを支持した。



同代表は、実施強化のための適応委員会の設立、リスク管理に関するセクションを別に設け、これに保険の手配の記述も含める、そして国際海上輸送および航空輸送への課税など、革新的な資金供与方法を求めた。

パナマは中南米諸国数カ国を代表して発言、実施方法を強化するべきであり、適応枠組は現在の影響と将来の影響の両方を対象にするだけの柔軟性を持つべきだと述べた。同代表は、バングラデシュ、カンボジア、その他とともに、附属書I締約国による資金援助の規定は法的拘束力を持つものにするべきだと述べた。セネガルは、法的拘束力のある適応枠組の必要性を強調した。

ニュージーランドとロシアは、適応が全ての締約国に影響を与える問題であることを強調した。ニュージーランドは、文書の冒頭に共通の約束を入れることを支持した。スイスは、適応の開発計画への統合を支持した。EUは、国際社会と締約国の役割を明確にするとともに先進国と途上国の役割も明確にするよう提案し、ニュージーランド、その他もこれを支持した。またEUは、枠組の概念に関する表現を強めるよう提案、条約の仲介者的役割を強調した。同代表は、対応措置の問題は緩和のところで取り上げるべきだと述べた。スイスは、適応行動は各国に適合したものとするべきだと発言、モニタリングとレビューの重要性を強調した。同代表は、保険や官民のパートナーシップの役割にも注目した。

この文書は行動ではなく計画に重点を置きすぎるとの一部の締約国の批判に対し、ニュージーランドは、何に資金を出すのかを知る必要があると指摘した。同代表は、汚染者負担原則の意味の明確化を求めた日本の要請を支持した。中国は、汚染者負担原則への言及に代えて、条約の指針原則の記載を提案した。ロシアは、気候変動の影響がプラスのこともありうると述べた。同代表は、気候難民への言及に懸念を表明、締約国は、適応行動実施の適切なレベルを国家単位で決めるべきだと述べた。

インドは、先進国と途上国のそれぞれの役割を明確にする必要があると主張、先進国のみが資金源を提供するべきだと指摘した。同代表は中国とともに、国際航空輸送および海上輸送に課税して適応に対する追加資金援助を行うとの記述に反対した。中国は、国際取引税への言及の削除も提案した。タイは、資金援助を譲許的融資として提供するとの表現に反対した。シンガポールは、適応枠組の実施および諸国の分類に関し、条約の表現と一致させることを提案した。インドと中国は、国家適応計画のレビューへの言及に反対した。

中国は、国家調整機関設立という提案に懸念を表明、パキスタンとともに、「貧しい途上国」との表現にも懸念を表明した。パキスタンは、「根拠に基づく脆弱性」や援助への「アクセス」とい



う表現にも懸念を表明した。トルコは、先進国や途上国という表現ではなく「脆弱な諸国」という表現の使用を提案した。

カンボジアは、LDCsを特別扱いする必要性を強調した。タンザニアは、技術移転や資金供与においてLDCsのニーズに対応するよう要請、復興や補償に関する文章の重要性を強調した。バングラデシュは、組織枠組の重要性を説いた。ポリビアは、BAPと交渉文書では適応の扱いがアンバランスだと指摘、適応活動では先住民の伝統的な知識も取り入れる必要があると述べた。ベネズエラは、先住民社会の脆弱性を認識する必要があると主張した。コロンビアは、チリ、コスタリカ、ペルーを代表して発言、生態系の適応戦略の重要性を強調、脆弱性には内的な不均衡も含めるべきだと述べた。ペルーは、高い生物多様性を持つ諸国への影響も考慮する必要があると主張、生物多様性条約とUNFCCCのシナジー強化を求めた。エジプトは、当てはまる場合、特に自然資源や生態系を他国と共有する国の場合には、地域協力が必要なことをこの文書に記載するべきだと発言した。同代表は、民間部門の役割は、公的部門の援助を補完するものであるべきで、これに代わるものではないと述べた。

アルジェリアは、悪影響に対する適応と対応措置とは関係があり、分離されるべきではないと述べた。サウジアラビアは、気候変動の悪影響と対応措置の影響は同等に扱うべきだとし、規制政策が保護主義を招く可能性に対する懸念を表明、たとえばCO<sub>2</sub>税の場合、エネルギー集約型の商品が不利な立場に追い込まれると述べた。クウェートは、脆弱な諸国グループを特定するセクションに化石燃料依存国も記載するよう求めた。アルジェリアは、条約4.4条（気候変動の悪影響を受けやすい途上国に対する附属書II諸国の援助）の実施について定期的に報告し、有意の適応資金援助を妨げるような資金メカニズムの「障害物」を取り除き、GEFの資金供与から世界的な利益の要項を外し、CDMの収益の一部（share of proceeds）に代わり、適応に対する附属書II締約国の資金援助とすることを提案した。

AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、時間的制約を指摘、締約国に対し、少なくとも2つの並行する会議で文書の読み上げを続けるかどうか、最初の読み上げをどういった順序で続けるか、2回目の読み上げをBAPと同じ順序で行うかどうか検討するよう求めた。

### コンタクトグループおよび非公式協議

**附属書I排出削減量（AWG-KP）：**コンタクトグループは午前と午後2回会合した。締約国は附属書I全体の削減量規模を1990年比40%以下とする南アフリカとフィリピンの提案について審議し



た。南アフリカは、この目標にはオフセットが含まれておらず、国内行動のみであることを明確にした。同代表は、柔軟性メカニズムの利用は国内行動に補足的であるべきだと主張、附属書I締約国によるオフセットは、附属書I締約国が最善の緩和機会を利用できることを意味し、非附属書I諸国に負担を追加するものだと述べた。EUとノルウェーは、これに対し、途上国には、ビジネスアズユージュアルの排出量から乖離するための「低い位置の果実（low-hanging fruit）」の削減量が残されていると応じ、さらにEUは、附属書I締約国が用いる削減クレジットはこれらの（附属書I）締約国自体が全額支払うものだと付け加えた。

オーストラリアは、AWG-LCAで策定される全ての新しいメカニズムで、議定書の締約国でもある附属書I締約国に利するものと、議定書の柔軟性メカニズムとを関係付けるため、こういった法的構造が必要か、法的問題に関するAWG-KPコンタクトグループでの議論に託すことを提案、ノルウェー、ニュージーランド、メキシコはこれを支持したが、南アフリカ、ブラジル、中国は反対した。南アフリカは、規則では議定書の締約国のみが柔軟性メカニズムを利用できると指摘、この規則を入れた動機の一つは、締約国でないものによる議定書の批准を促すことであったと述べた。

ブラジルは、議定書3.1条（約束）を2つの項目に区別して考え、1項は附属書I締約国の個別または合同での排出削減約束であり、柔軟性メカニズムを用いた目標達成を認めているが、2項は、附属書I締約国の全体排出量を1990年比5%削減することを求めており、これは国内行動のみを指しているとして述べたが、日本はこれに反対した。日本とノルウェーは、この問題も法的問題グループに委ねることを提案したが、南アフリカはこれに反対した。

ノルウェーは、2020年までに30%削減という自国の目標案にはオフセットメカニズムが含まれていると発言、ただし目標の3分の2を国内行動で達成すると指摘した。中国は、歴史的な排出量および現在の一人当たり排出量の大きさで見れば、先進国が「大気スペース」の不相応に多い割合を占めていると発言、このため先進国はこのような「不当性」を是正するに十分な目標を持つべきだと述べた。

ニュージーランドは、IPCCの排出シナリオに関する「ボックス13.7」（AR4の作業部会III報告書）のプレゼンテーションを想起、ここでの排出範囲は、国内行動のみに関するものではなく、柔軟性メカニズムへの依存も含まれていると述べた。ミクロネシアはAOSISの立場で発言、この図にはメカニズムやLULUCFが含まれていないとして、異なる見解を述べた。

インドは、「ボックス13.7」に基づく議論に反対し、この範囲は科学的なものではなく、執筆者のモデル研究の結果だと述べた。同代表は、気温上昇の2℃以下での抑制や450ppmでの濃度安定化



は、IPCCが推奨しているものではなく、いくつかの代替シナリオの1つにすぎないと述べた。同代表は、附属書I締約国の約束は「歴史的な責任の排出量」に基づいて計算されるべきだとし、この計算では、附属書Iの全体削減量は2020年までに1990年比79.2%になると指摘した。EUは、歴史的な責任の概念に疑問を呈し、条約はそれに基づくものではないと述べた。

スイスは、AWG-KP 5において、附属書I締約国は今後も柔軟性メカニズムを削減約束の達成に用いることができることで既に合意していると指摘した。

フィリピンは、附属書I締約国が合同の提出文書（FCCC/KP/AWG/2009/MISC.8）で提案している個別目標を合算する努力がなされたかどうか質問した。オーストラリアは、目標の合算は行われ、その結果は「意を強くする」結果となったと答えたが、具体的な数字の提示は断念し、合同目標の計算を持って、他の締約国に代わり発言することはできないと主張した。AOSISは、自分たちでも数値の合計を求めたと応じ、LULUCFが含まれない場合は、2020年までに1990年比で約7-13%の削減量になり、LULUCFを入れれば8-15%の削減になると発言した。同代表は、これらの数値には米国が含まれており、特定の想定条件を前提としていると説明、想定条件には目標を発表していない締約国が行動しないと想定も含まれると説明した。AOSISは、附属書I締約国が提案している個別の目標値の合算を事務局に要請することを提案、マーシャル諸島、EU、フィリピンもこれを支持した。締約国は、この点で合意し、事務局が土曜日に合算した数値に関するペーパーを提出することになった。

**その他の問題（AWG-KP）：**スピンオフグループは午前中会合し、LULUCFについて議論した。締約国は、共同議長作成の新しいノンペーパーにおおむね満足の意を表し、自然の破壊要素および「棒グラフ+」の計算方式オプションについて議論した。自然の破壊要素に関し、締約国は、特に定義付けや、引き金となる現象、非永続性との関係について議論する必要があると指摘した。締約国は、自然の破壊要素への対処に相当する分の割引効果について、短時間の意見交換を行った。ある締約国は、外乱要素への不干涉を選択したことによる排出量を人為的なものと考えべきかどうか質問した。

「棒グラフ+」の計算方式に関し、ある諸国グループは、「棒グラフバンド」方式であれば、年間の流動性の平準化計算にも役立つと指摘した。ある途上国は、棒グラフの設定には時間がかかると懸念を表明、バンドを超える吸収量を無制限に計算に入れることは問題だろうと指摘した。

午後、締約国は、非公式会合を開催、柔軟性メカニズムについて議論した。締約国は、議長文書（FCCC/KP/AWG/2009/8）の関連部分に、締約国の提案が適切に記載されているかどうか検討した。



このグループは、京都議定書とその附属書Iの改定案に関する附属書Vのうち、柔軟性メカニズムに関する箇所を検討、決定書案の可能性を探った。

**成果文書の法律様式 (AWG-LCA) :** 午後、AWG-LCA議長が非公式協議を開催、成果文書の法律様式が議論の中心となった。多様なオプションや関係する問題についても議論し、この中には次のものが含まれた：COP決定書とその法的な特性、議定書に向けた提案、実施合意の法的特性。

いくつかの締約国から、コペンハーゲンの実質的な成果に基づき、法律様式を決定することが提案された。一部の締約国から、成果文書をCOP決定書またはいくつかのCOP決定書にする提案があり、COP決定書の法的特性に関する議論に移った。他の締約国は、コペンハーゲンでは法的に拘束力のある手法にすることを求めた、既に3つの締約国が、コペンハーゲンでの採択を目指すそれぞれの議定書案を、条約17条(議定書)に則り正式に通知するよう事務局に要請している。ある締約国も同様の要請を行う意図があると述べた。別な締約国は、自国の議定書案について、京都議定書に代わるものではなく、これを補足するものであると明言した。非公式協議が続けられた。

**議定書2.3条と3.14条 (SBI/SBSTA) :** 共同議長のEduardo Calvo Buendia (ペルー) とKristin Tilley (オーストラリア) がコンタクトグループの会議を開会した。このグループでの作業の進行方法に関し、ポズナニ以来の議論が続けられ、議定書2.3条(政策措置の影響)と3.14条(悪影響)とを別々に議論し、実質的な審議に移ることで合意した。

議定書2.3条に関し、締約国は、情報交換プロセスに関するワークショップ開催の可能性について議論した。EUとオーストラリアは、全ての交渉の流れを首尾一貫する結論書に統合することが重要だと主張した。

議定書3.14条に関する議論は、決定書31/CMP.1 (3.14条関係の問題)の問題が中心となった。サウジアラビアはG-77/中国の立場で発言、実施プロセスを設置し、悪影響に関する附属書I諸国の報告様式の統一を図る必要があると主張したが、ニュージーランドとEUは、このようなプロセスは国別報告書で既に存在していると指摘、コンタクトグループでは、新しい手法の創設ではなく現在の手法の実施方法に焦点を当てるべきだと述べた。G-77/中国は、報告書作成は条約3.14条の究極の目的を達成するため、悪影響を最小限に抑制する最初のステップであると主張した。

**非附属書I国別報告書 (SBI) :** コンタクトグループでは、議論の進め方を議論、CGE再結成の必要性が指摘された。ブラジルはG-77/中国の立場で発言、「全くの白紙」から始めるよりもこれまでの交渉文書を土台に議論することを提案、米国、EU、カナダはこれに反対した。締約国は、非公式



会合での意見交換に移ることで合意し、古い交渉文書を用いるが、新しい文書に進むかの決定に向け、指針を得ることとした。

**資金問題 (SBI) :** コンタクトグループ会合で、共同議長のJukka Uosukainen (フィンランド) は、グループの目的には、資金メカニズムのレビューに関するCOP 15決定書草案の作成が含まれると述べた。

特別気候変動基金 (SCCF) に関し、フィリピンはG-77/中国の立場で発言、GEFでのSCCFの扱いに懸念を表明、適応には極めて少額しか支払われていないと指摘した。コロンビアは、次の項目を明確にするよう求めた：SCCFに対し約束されている資金の額、実際に受理した金額、どのような活動に資金が使われたか。バングラデシュは、GEFから資金を得ることの難しさを指摘、SCCFには別なアクセスチャンネルを設けるべきだと主張した。南アフリカは、適切かつ予測可能な資金供与の必要性に注目、他の基金との補足可能性やガバナンスについて議論することを求めた。カナダは、GEFの強化を支持、問題の中にはAWG-LCAで議論した方が良いものもあると述べた。

資金メカニズムのレビューに関し、G-77/中国は、GEFが途上国のニーズに対応するよう、長年にわたり働きかけてきたが、成功していないと述べた。同代表は、GEFは変革の状況にあると指摘、現在続けられている改革を歓迎し、気候変動に関する最近の科学研究の成果に基づき、資金規模の拡大を図る必要があると主張した。参加者は、次の関係の問題についても議論した：GEFの資金不足、十分なレビューの必要性、これにはガバナンス構造のレビューも含める。EUは、GEFの改善方法を探る動きを歓迎するとともに、GEFが優先して支援を行うべき分野の特定を目指す動きも歓迎した。同代表は、現在の資金メカニズムとAWG-LCAでの資金に関する合意は、相互に補足しあうべきだと述べた。米国は、補足ガイダンスに基づくレビューの実行を提案、資金の広範な流れを考慮することを提案した。

**予算 (SBI) :** 締約国は、予算に関する非公式協議を開催、事務局は特定の費用項目に関する締約国の質問に答えた。一部の締約国は、特定の予算項目の削減を求めたが、そのような削減は、途上国が条約の下で負う義務の履行能力を削ぐとして、懸念を表明した。提案の中には、特定の項目を基幹予算から自主的なものに移すこと、AWGの成果の可能性に関する決定を延期すること、これらの費用項目を臨時予算で処理することが含まれた。

**政府間会議 (SBI) :** コンタクトグループの会合で、締約国は、AWGsの作業完了に関する3つのシナリオについて議論した：COP 15およびCOP/MOP 5の開会前に終了し、開会プレナリーで結果を報告する；コペンハーゲンでもAWGsの作業を続け、ハイレベルセグメントまたは最終プレナリー



でCOPまたはCOP/MOPに報告する；あるいは、ハイレベルセグメントでの報告に加えて、COPまたはCOP/MOPの開会時に進捗状況報告を行う。オーストラリア、日本、カナダ、EU、ニュージーランド、アイスランド、ノルウェー、米国は第1のオプションを希望したが、南アフリカ、ブラジル、インドネシア、メキシコは、第2または第3のオプション、またはその2つを何らかの形で組み合わせることを希望した。

補助機関会合のスケジュールについて、締約国は次のオプションを検討した：12月より前に、バンコックまたはバルセロナでのAWGs会合に合わせて補助機関会議を開催する；コペンハーゲンでSB 31を開催するが、一部の項目はSB 32に回す；コペンハーゲンでの会合期間中にSB 31を開催するが会合日数を3-4日に限定する；SB 31を2010年まで延期する。オーストラリア、カナダ、ベラルーシは、SB会合を2010年まで延期する案を希望したが、サウジアラビア、南アフリカ、メキシコはこれに反対した、ただしカナダは、SBはCOP 15の前にも開催可能だとも述べた。サウジアラビア、メキシコ、EU、中国、ブラジル、日本、ボリビアは第2のオプションと第3のオプションを希望した。また締約国は、ハイレベルセグメントの期間についても議論した。数カ国は、3-4日に延長する案を希望したが、サウジアラビアとベラルーシはこれに反対した。

**条約の下でのキャパシティビルディング (SBI)：**非公式協議で、締約国は、キャパシティビルディング枠組レビューの議論を継続、意見交換を行い、次のステップに関する提案を行った。ある締約国は、この枠組を、REDD問題に関するキャパシティビルディングなど、新しい要素にも開かれたものにするべきだと提案した。キャパシティビルディングのモニタリングと評価を行う実績指標の策定および利用について、締約国間の意見の不一致が残った。共同議長は、締約国に対し、もっと「創造的な」考察を行うことを求め、次回会合での検討に向け文書案を作成すると述べた。

**REDD (SBSTA)：**非公式協議では、手法論問題での先住民の役割とモニタリングが議論の中心となった。モニタリングに関し、REDDとREDDプラスでは異なる手法論とするべきかどうか議論された。多くの締約国が、リモートセンシングだけでは劣化を検知できないと指摘、リモートセンシングと地上の実態調査の組み合わせ、締約国の異なる能力と状況に適合したものすることが適切だろうと指摘した、ただし一部の国は、市場ベースのREDDシステムではその国自身によるリモートセンシングは受け入れられないと指摘した。

ある締約国は、歴史的なベースラインの短所を指摘、非森林化の推進要素を探究するべく経済専門家の参加を得るなら、未来志向のベースラインの限度や利点を決めるのに役立つだろうと述べた。



先住民については、多くの締約国が、先住民やその伝統的な知識は炭素貯留量のモニタリングや歴史的なベースラインの決定に重要な役割を果たせると主張したが、ある途上国は、国際的な会計規則を適用する必要があるとし、先住民の科学が確固としたメカニズムを作り出せるわけではないと指摘した。

## 廊下にて

木曜日、マリタイムホテル内の雰囲気はこれまでになく活気がみなぎっていた。AWG-LCA議長が主催した昼時のテクニカル・ブリーフィングの会議室は、立席のみであった。このイベントでは、ブラジル、ボリビア、中国、インドがそれぞれ気候変動に関する将来行動の指針となる歴史的責任に関するプレゼンテーションを行った。続いて活発な意見交換が行われ、その後も、廊下や附属書I 排出削減量に関するAWG-KPコンタクトグループなど、一部の交渉で意見交換が続けられた。あるオブザーバーは、歴史的責任の考えは一部の途上国間に「根強く続いている信念」を表したものであり、こういった諸国がこの問題で「押し戻される」可能性は少ないとコメントした。しかし一部の先進国は、現在の責任はいつ議論するのかとの疑問を口にしていた。

あまりにも多くの議論が、条約に何が書かれているかに集中していることから、条約についての再教育講座があればと打ち明けるものもいた。たとえば条約の条項に歴史的責任は含まれているのか、AWG-LCAでの多様な提案は条約の条項に関係しているか、関係しているならどのように関係するのかなどについての再教育講座である。「昨日のプレナリーで条約文書のコピーが余分にあると発表したものがいて助かった、事務局のカバー付きの条約ブックレットはすぐにもなくなってしまふ可能性があるからね。」

この日遅くに、数名の参加者がAWG-LCA非公式会合を開催、成果文書の法律様式について議論した。その後この会議から出てきたものの中には、困惑した表情を浮かべるものもいた。「法律家でないものにとっては、間違いなく国際法の集中講座だった」というものもいたが、興奮したものもいた。「これだよ。こういった議論を後回しにしてきたが、ようやくオプションがテーブルに載せられた、各国とも、どのオプションを希望するか忌憚なく話せたし、現実問題への取り組みを始められる」と、あるベテランの交渉担当者はコメントした。一日中SBでの型どおりの議論ばかり繰り返した参加者の中には、「それらの問題に取り組みたかった」とうらやましがるものもいた。



*Earth Negotiations Bulletin*  
*SB30*  
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel : +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin c <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola “Tomi” Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development ? DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - June 2009 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.